

## 平成30年度「中小企業・小規模事業者の データ活用及び情報発信サイトのあり方に関する調査研究」 第3回検討会資料

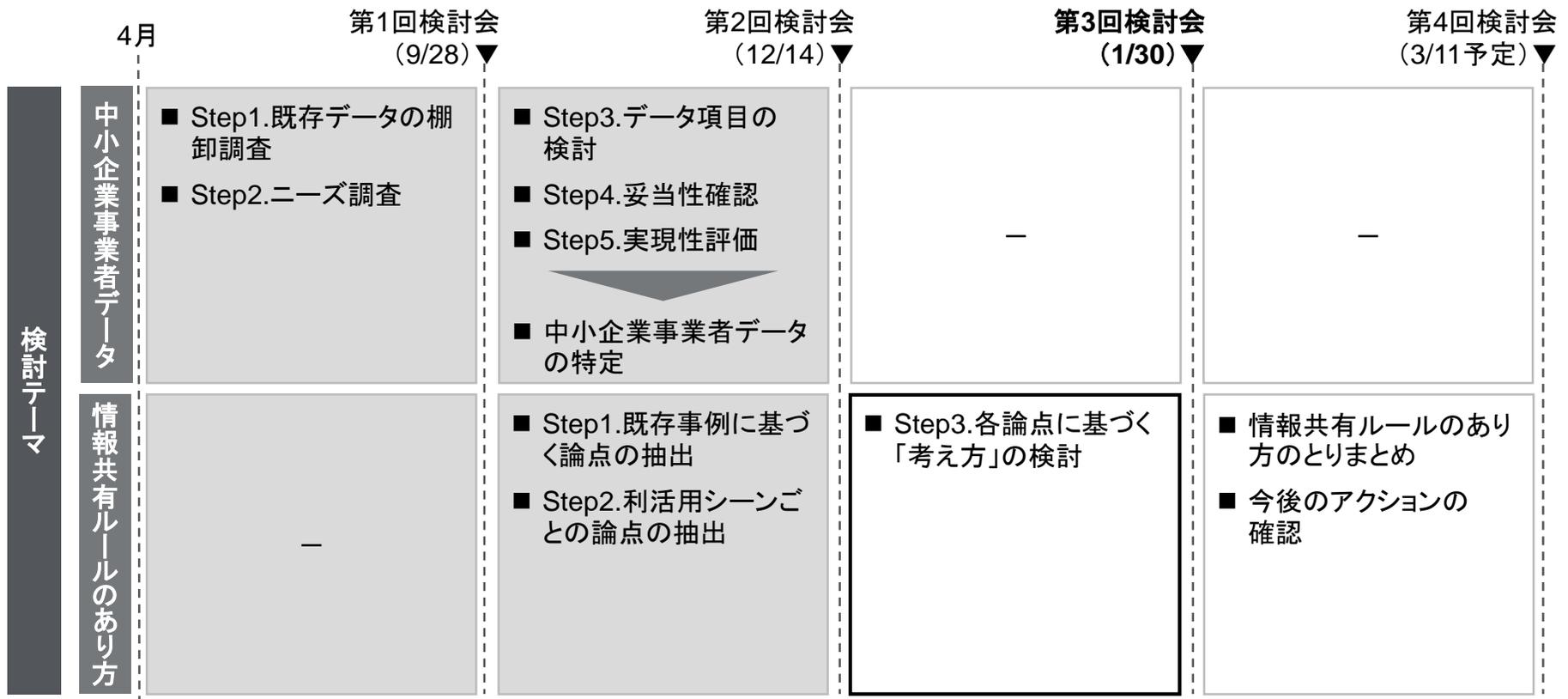
# 1. 本事業の概要

# 1. 本事業の概要

## ①本検討会の進め方

前回までに、中小企業支援プラットフォームの主な利活用と想定する「①ワンスオンリー」「②リコメンデーション」「③蓄積されたデータの有効活用(データ分析・EBPM等)」で必要と考えられるデータ項目を「中小企業事業者データ」として特定し、それら情報の共有ルールのある方策定に向けて論点を抽出した。

本日は、情報共有ルールのある方策定に向け、それら論点を踏まえた「既存の法令や契約条件内での実現可否」及び「今後に向けて別途検討が必要な点」に対する事務局案の妥当性を、各利活用シーン毎にご検討頂きたい。



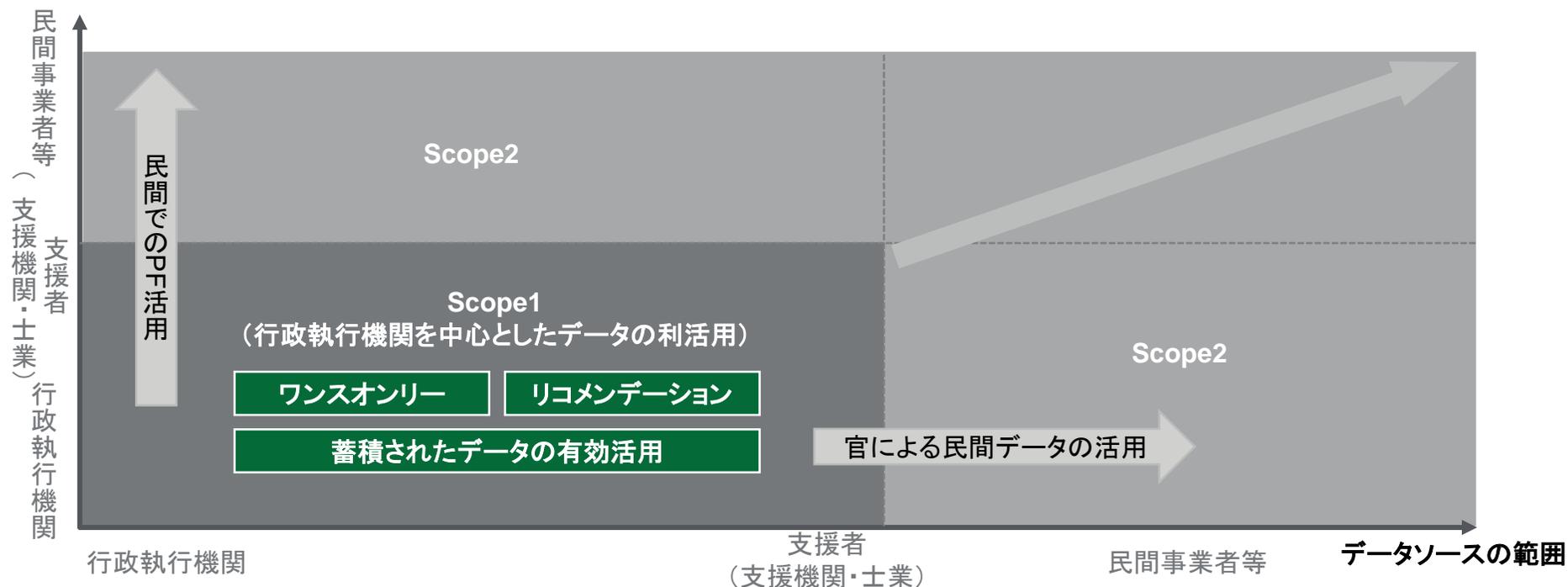
# 1. 本事業の概要

## ②検討スコープ

第2回検討会において、情報共有ルールのあり方の検討にはユースケースに基づく具体的な検討が必要との示唆をいただいた。そのため、第3回検討会においてユースケースを具体化するにあたり、プラットフォームの利用者と利用するデータソースの観点からユースケースを分類し、以下の2つのスコープに分けて検討を行う。

- ✓ Scope1: 「行政執行機関が保有するデータ」を「行政執行機関で活用する」ケース  
⇒ 「ワンズオンリー」「リコメンデーション」「蓄積されたデータの有効活用」に関して、  
(1) 既存の法令・契約条件内での実現可否と(2) 別途検討が必要な点について検討を行う。
- ✓ Scope2: 「行政執行機関のデータ」を「民間で活用する」、または「民間のデータ」を「行政で活用する」ケース  
⇒ 検討が広範囲にわたるため、(1) 想定される利活用シーンの検討と(2) 新たな論点の整理を行う。

### PFの利活用シーンの範囲



## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける 利活用シーン別の情報共有の考え方 (Scope1)

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方

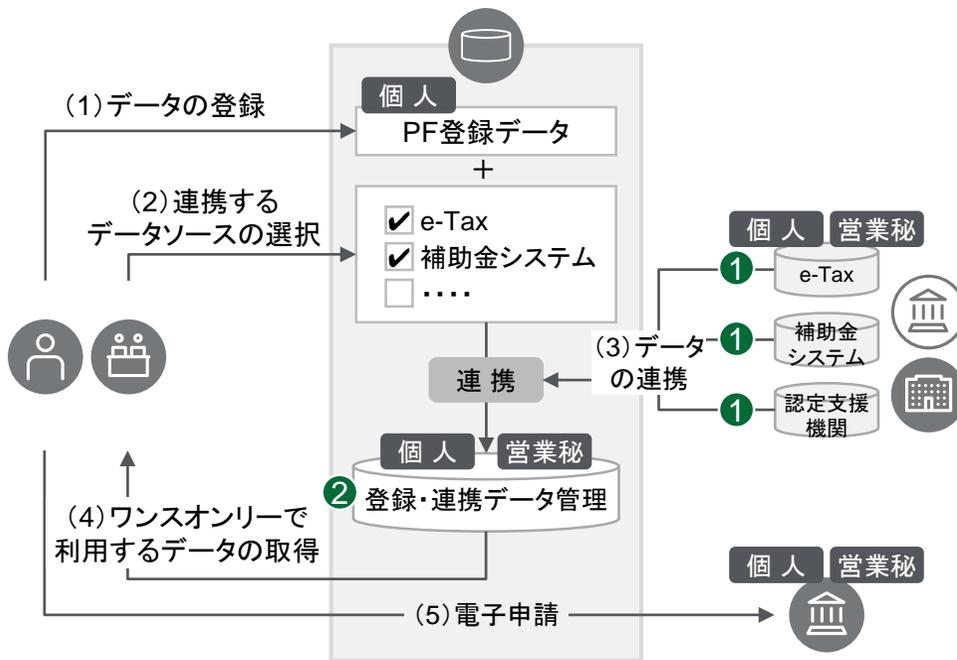
### ① ワンスオンリー

【凡例】

-  中小企業支援PF
-  事業者(中小企業・小規模事業者・個人事業主)
-  支援者(支援機関・士業)
-  支援機関
-  中小企業庁
-  行政執行機関

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



前提

- ワンスオンリーで利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者/支援者(支援機関・士業)に選択させることで、データ利用の同意を取得する。
- 電子申請は、PF以外のシステムで行う。

情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	① あり(行政執行機関、支援者)	
PFでの管理	② あり	—
PFでの加工	なし	
第三者への提供	なし	なし

- 本利活用シーンは、基本的に事業者(または支援者)から**事前同意を得たデータのみ**を利活用する。①
- したがって、**既存の法令や契約条件(※)に基づいたルール内で、データの利活用が可能**と考えられる。
- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②

※ 中小企業庁の既存の契約ルールに加え、PFと仕組みが類似する「情報銀行(詳細後述)の認定基準」も参照する想定

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方

### ②リコメンデーション(経営診断)

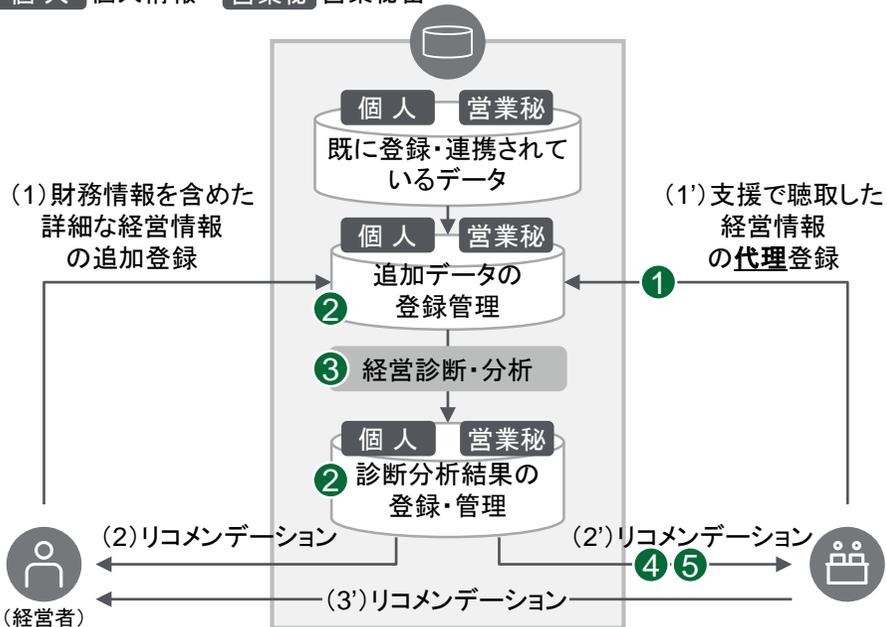
【凡例】

DB 中小企業支援PF 
 P 事業者(中小企業・小規模事業者・個人事業主) 
 S 支援者(支援機関・士業)

ユースケース

個人 個人情報

営業秘 営業秘密



- 経営状況の確認
- 補助金利用時の財務状況シミュレーション 等

前提

- リコメンデーションで利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者事前に同意を得たうえで、取得する。
- 経営診断において他の事業者のデータは利用しない。
- 診断結果の著作権について、中小企業庁は主張しない。

情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	① あり(支援者)	
PFでの管理	② あり	—
PFでの加工	③ あり	
第三者への提供	④ あり(支援者)	⑤ あり(支援者)

- 本利活用シーンでは、基本的に事業者から事前同意を得たデータのみを利活用する。① ③ ④
- したがって、既存の法令や契約条件(※)に基づいたルール内で、データの利活用が可能と考えられる。
- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②

※ 中小企業庁の既存の契約ルールに加え、PFと仕組みが類似する「情報銀行(詳細後述)の認定基準」も参照する想定

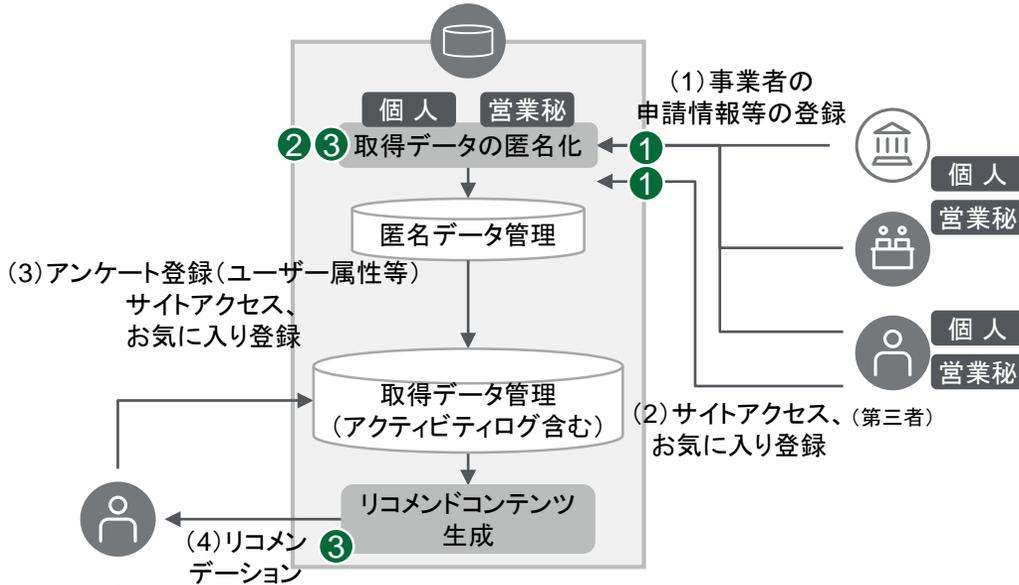
## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方 ②リコメンデーション(情報提供)

【凡例】

🗄️ 中小企業支援PF 
 👤 事業者(中小企業・小規模事業者・個人事業主) 
 🏢 支援者(支援機関・士業) 
 🏛️ 行政機関

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



■ 最適な支援制度や事例情報等の確認

前提

- リコメンデーションで利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者に事前に同意を得たうえで、取得する。
- リコメンデーションにおいては、他の事業者のデータ(アクティビティログ等)を利用する。

情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	① あり(行政執行機関、支援者、第三者の事業者)	—
PFでの管理	② あり	
PFでの加工	③ あり	
第三者への提供	なし	なし

- 本利活用シーンでは、基本的に事業者から事前同意を得た情報のみを利活用する。①③
- したがって、既存の法令や契約条件(※)に基づいたルール内で、データの利活用が可能と考えられる。
- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②
- ただし、第三者からの同意取得方法については、今後に向けて別途検討していく必要があると考えられる。①

※ 中小企業庁の既存の契約ルールの外に、PFと仕組みが類似する「情報銀行(詳細後述)の認定基準」も参照する想定

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方

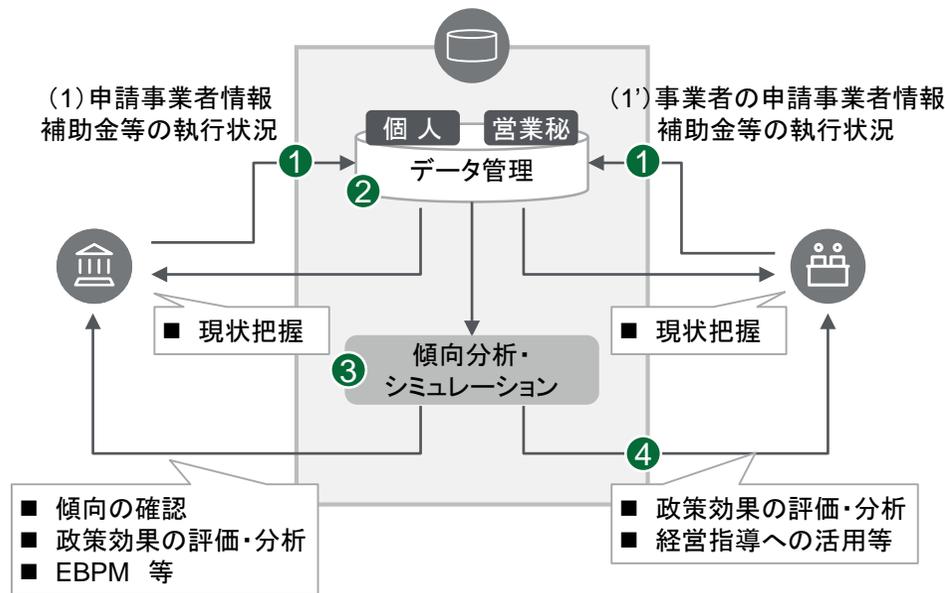
### ③蓄積されたデータの有効活用

【凡例】

DB 中小企業支援PF 
 人 支援者(支援機関・土業) 
 企 中企庁

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



前提

- 利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者の事前同意が得られないケースも想定する。
- 現状把握や傾向分析・シミュレーションの結果は、匿名加工データ、または統計データとする。
- 分析結果の著作権について、中小企業庁は主張しない。

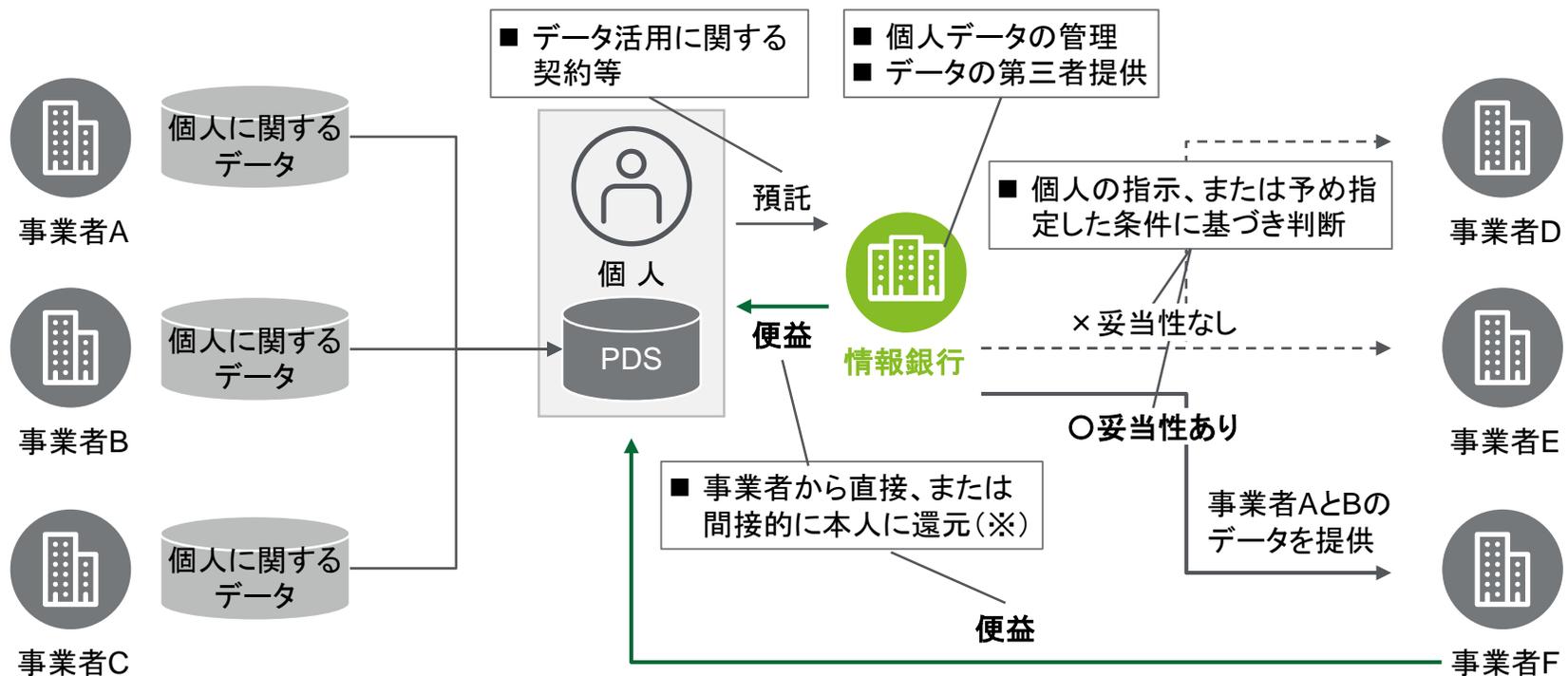
情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	① あり(中小企業庁、行政執行機関、支援者)	
PFでの管理	② あり	—
PFでの加工	③ あり	
第三者への提供	なし	④ あり(支援者)

- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②
- 本利活用シーンでは、行政執行機関や支援者(支援機関・土業)が保有する情報(事業者から事前同意を得ていない)情報を利活用するケースも考えられる。① ③
- したがって、事前同意を得ずに個人情報等を活用する場合は、既存法令内で対応することは困難となる。
- データの匿名化や統計化の方法については、今後に向けて別途検討していく必要があると考えられる。④

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方 【参考資料】情報銀行の仕組み

情報銀行(情報利用信用銀行)とは、PDS(Personal Data Store)等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人に代わり妥当性を判断のうえ、データを第三者(他の事業者)に提供する事業であり、想定される中小企業支援PFの利活用シーンに類似している。



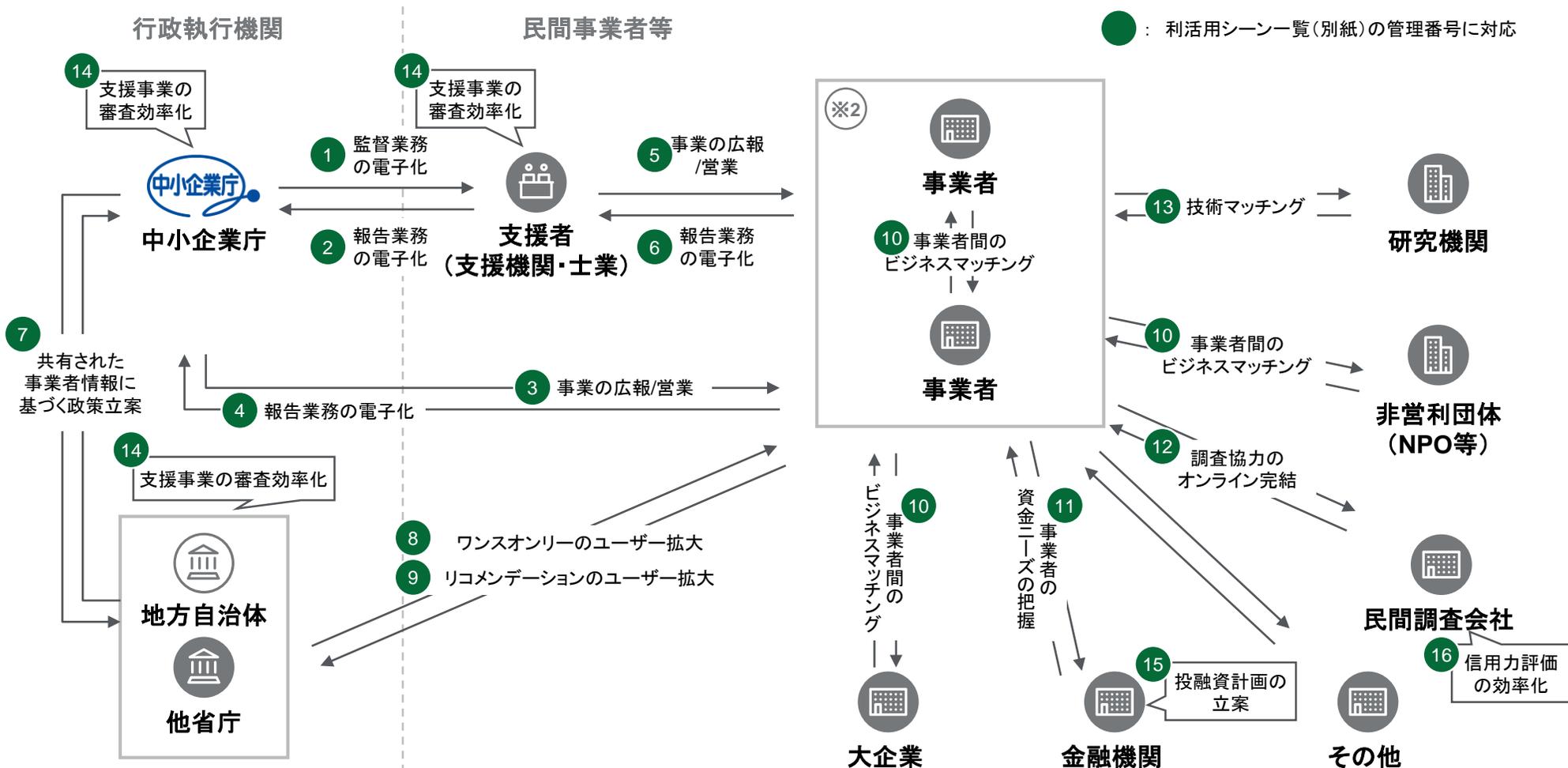
※本人には便益が還元されず、社会全体にのみ便益が還元される場合もある

### **3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する 情報共有のあり方 (Scope2)**

### 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方

#### ① 中小企業支援PFにおいて想定される利活用シーン例

中小企業支援PFは、中小企業・小規模事業者・個人事業主（以下、事業者）、中小企業庁、及び支援者間での利活用だけでなく、様々な行政執行機関、民間事業者等における利活用が想定可能である。（※1）



※1 有識者及び関係者へのヒアリングをもとに、事務局にて整理。関係者及びその利活用シーンを可視化することを目的としており、一部関係者について重複あり。

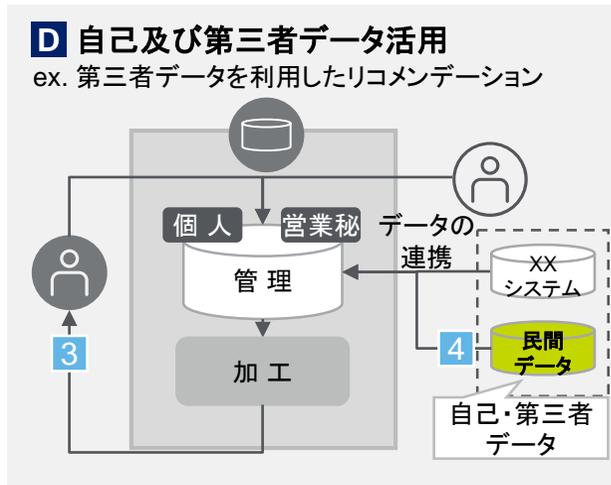
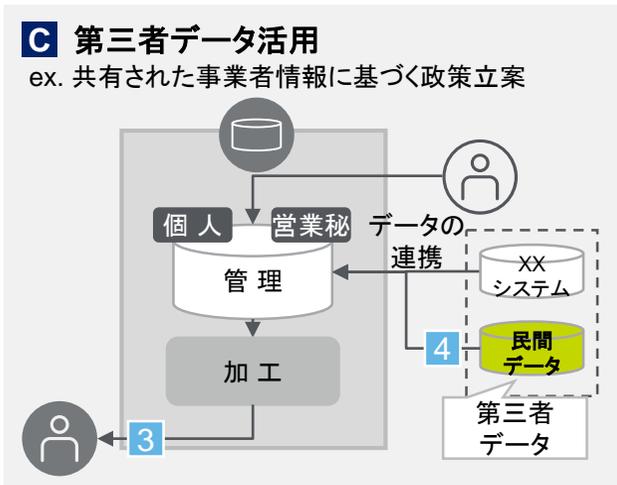
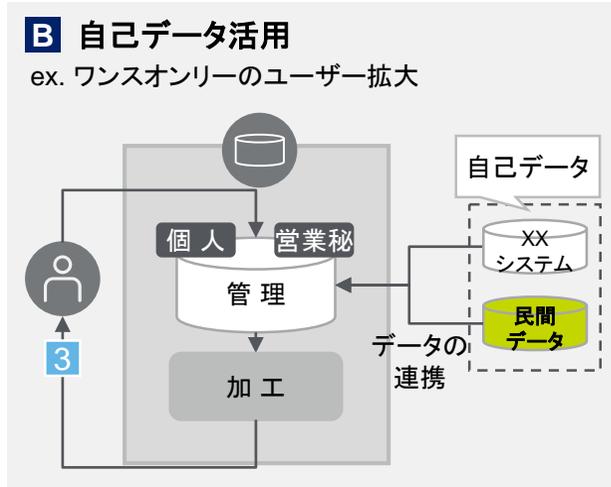
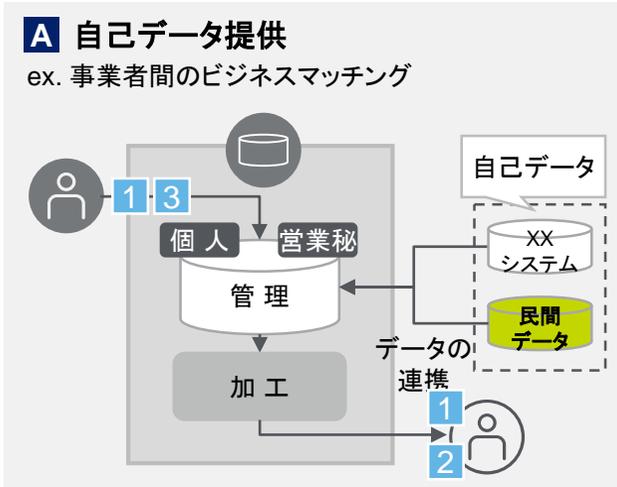
※2 中小企業支援PFに情報を提供している事業者（会員事業者）と、情報を提供していない事業者（非会員事業者）について、個別に検討する必要があります。

# 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方

## ② データ利活用パターンとその留意点

データの利活用パターンは、データの取得元と提供先に応じて以下4パターンに分類することができる。

個人 個人情報
営業秘 営業秘密
中小企業支援PF
中小企業支援PFのユーザー
第三者



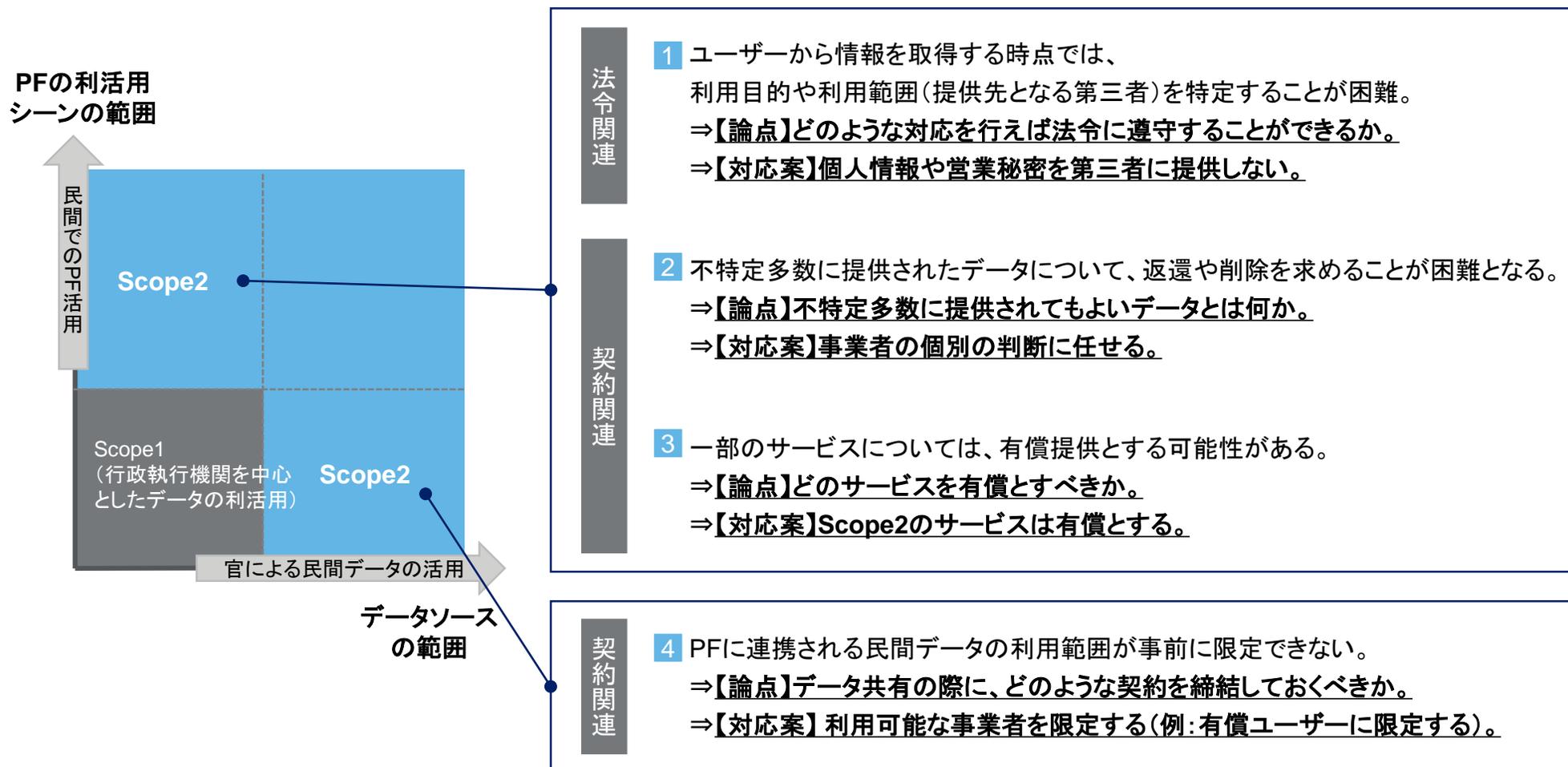
### 留意点

- 1 ユーザーから情報を取得する時点では、**利用目的や利用範囲**(提供先となる第三者)を**特定することが困難**。  
ex. 提供先がPFにユーザー登録していない研究機関や民間調査会社となるケース
- 2 不特定多数に提供されたデータについて、**返還や削除を求めることが困難**となる。  
ex. 提供先がPFにユーザー登録していない事業者であり、かつ加工していないデータを提供するケース
- 3 一部のサービスについては、**有償提供とする可能性がある**。  
ex. Scope1以外のサービスを提供するケース
- 4 PFに連携される**民間データの利用範囲が事前に限定できない**。  
ex. 加工していないデータを調査・研究目的のために公開するケース

### 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方

#### ③情報共有ルールにおける新たな論点

先に示した4つのデータ利活用パターンの留意点を踏まえ、Scope2における利活用シーンを実現するうえでの新たな論点と対応案を、「民間でのPF活用」と「官による民間データの活用」に関する論点に区別して整理した。



## 4. 今後のスケジュール

## 4. 今後のスケジュール

次回「第4回検討会」は2019年3月11日(月)14:00～16:00に開催予定。

		第1回	第2回	第3回	第4回
検討会のテーマ	中小企業事業者データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する調査の概要説明</li> <li>検討課題の整理・議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業事業者データの特定</li> </ul>	—	—
	情報共有ルールのあり方	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有ルールの論点確認</li> <li>今後検討すべき主要論点の見極め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要論点の集中的な議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有ルールのあり方のとりまとめ</li> <li>今後のアクションの確認</li> </ul>
		9月28日	12月14日	1月30日(本日)	3月11日(月)予定

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームあるいはそれぞれの関連事業体(総称して“デロイトネットワーク”)の社員・職員のための、内部限の資料です。その趣旨に反して、本資料を利用して生じることのある損失等に対し、デロイトネットワークの社員・職員の責任に帰するものではありません。



IS 669126 / ISO 27001